

沖縄労働局発表
平成29年4月28日

担	沖縄労働局雇用環境・均等室
当	室長 松野市子
	雇用環境改善・均等推進監理官 嘉数 剛
	電話：868-4403

学生アルバイトの労働条件を守るために！

～沖縄労働局「**学生アルバイトの労働条件を確かめよう！**」キャンペーンの実施について～

長時間にわたる過重労働や賃金未払残業など「若者の使い捨てが疑われる企業」が社会問題となっていますが、沖縄労働局が昨年実施した実態アンケートでも、大学生等が行うアルバイトで、学業に支障を来すほどの過酷な労働実態が存在することが把握されており、沖縄労働局ではアルバイトの労働条件の改善に向けた取組を実施しております。

今般、多くの新入学生がアルバイトを始める4月から7月までの間を「**アルバイトの労働条件を確かめよう！**」キャンペーンとし、トラブルに巻き込まれないための基本的な労働法の知識の周知や、労働条件ポータルサイトの案内、相談窓口の開設等学生アルバイトの労働条件を守るための対策を集中的に実施しております。

1. キャンペーンの実施期間

平成29年4月1日～7月31日

2. 主な取組

- (1) 大学（短期大学含む）、専門・専修学校に対して、学生への周知、啓発の協力要請
- (2) 事業主団体に対して、法令遵守及び周知啓発への要請
- (3) 大学等での出張相談及び労働関係法令普及のための説明会等における講師派遣の実施
- (4) 相談・支援体制の充実

沖縄労働局及び各労働基準監督署においては、アルバイトを含む労働問題にワンストップで相談できる「**総合労働相談コーナー**」や夜間や休日に無料で電話相談できる「**労働条件ほっとライン**」（0120-811-610）を設置しています。

キャンペーン期間中には総合労働相談コーナー内に「**若者相談コーナー**」を設け、学生への相談に重点的に対応することとしています。

また、厚生労働省では大学生等が利用できる労働法の普及啓発ツール等を運用しております。

- ① 労働条件ポータルサイト「確かめよう労働条件」

(<http://www.check-roudou.mhlw.go.jp/>)

※労働関係法令の基礎知識や相談窓口の情報を提供しています。

- ② 「eラーニングでチェック！今日から使える労働法～let's study labor law～」

(<http://laborlaw.mhlw.go.jp/>)

※スマートフォン等で労働法を簡単に学ぶことができる若者向けのeラーニング教材です。